



当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家20名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。

主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

弁護士
かな ぐち
鉾口 崇氏

事業承継と事業再生

ここ数年、事業承継対策の必要性が叫ばれていますが、なかなかその対策が進みません。今回は、事業承継対策の必要性をお話した上で、事業再生との関係についてお話しします。なお、分かりやすさを優先するため厳密な記載は行いませんので、大凡の問題点を「理解しただけ」で十分と思います。

事業承継対策の必要性

事業承継とは、事業を第三者に承継することです。事業承継には事業面、税務面、法律面で多くの検討事項がありますが、ここでは法律面から事業承継の必要性を説明します。

(1) 例えば、次のような事例を考えてみましょう。
X株式会社は、A社長を中心とする同族経営の中小企業です。A社長には、妻B（経理担当）

(2) さて、長男CがX社の事業を承継するにあたって支障はないでしょうか。

本件の場合、遺言がないため、相続人である妻B、長男C、長女D、次男Eは、原則としてそれぞれ法定相続分に従ってA社長を相続することになります。具体的には、妻Bは、A社長の財産の2分の1、子供ら3名はそれぞれ6分の1ずつ相続することになります。

そこで、例えば、次男Eが、自分こそが事業を承継すべきであると考え、妻Bを取り込み、X社の株式に対する持分（次男Eと妻Bの持分をあわせると3分の2となる。）を主張して来るかもしれません。そうすると、長男Cは、株主権（議決権）を全く行使することができなくなってしまう。また、長女Dは、夫から、長女Dにも取り分があるのであればそれを主張すべきではないかと指摘され、本社敷地に対する持分6分の1を主張してくるかもしれません。この場合、長男Cは、本社の敷地を6分の1だけ分けて渡すわけにもいかず、土地の評価額の6分の1相当の金銭を渡すことで長女Dと折り合うことが考えられます。しかし、長男Cに現金等がなければこのような解決は困難です。

(3) 経営者の皆さんは、口を揃えて「うちは大丈夫。」とおっしゃいます。しかし、弁護士は、経営者（父）という重しがなくなった途端に問題が顕在化したという事例を多く見ています。

(4) 事業承継対策の必要性をお分かりいただけたでしょうか。

事業再生との関係

最近、事業承継の相談を受ける中で気になっていることがあります。それは、事業承継の相談に来られる会社の中に、過大な債務によりバランスシートが悪化し、事業運営に苦しんでいる会社がいくつもあったことです。このような状態の会社を後継者に引き継ぐと、その苦しみまで後継者に引き継ぐこととなります。

そこで、このような会社は、バランスシートを改善してから後継者に引き継ぐべきと考えます（このような会社は通常損益も悪化していますから本来はこの点の改善も必要です）。早い段階で事業再生に着手していれば安定的に事業を継続できるという会社は少なくありません。バランスシートを改善するためには、債権者に対する債務免除の要請などが必要となります。その手法には、民事再生法の申請などのように裁判所の力を借りる方法（法的整理）と裁判所の力を借りない方法（私的整理）があります。債務免除の要請と言えど大がかりなものです。後継者のことを考えれば、経営者はそのような負担を覚悟すべきというのが私の考えです。

◆ Profile ◆



弁護士
鉾口 崇氏

弁護士法人小出栗山法律事務所所属
民事事件、商事事件全般を扱うが、中小企業支援（事業再生、事業承継、会社法、労働法、その他事業に関わる法律）に力を入れて業務を行っている。

